

## 第26回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会

### 議事要旨

#### (1) 日時

平成29年2月17日(金) 午後2時10分～3時50分

#### (2) 場所

芝神戸町会会館

#### (3) 出欠者(会員数19名)

- ・会 員：10名(欠席者9名)、傍聴：1名
- ・事務局：川口市3名、株首都圏総合計画研究所3名

#### (4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 主要区画道路6号・7号のつくり方について
- 3) 公園づくり検討会について
- 4) その他
- 5) 閉会

#### 【配布資料】

- ・次第
- ・資料1：主要区画道路6号・7号のつくりかた意見集
- ・資料2：公園づくり検討会の準備
- ・資料3：糸魚川市駅北大火視察報告
- ・資料4：平成29年度より開始予定の補助事業について



▲説明の様子



▲意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：質問・意見、→：回答)

1) 開会

2) 主要区画道路6号・7号のつくり方について

「事務局より主要区画道路6号・7号のつくり方のとりまとめについて説明」

【主要区画道路6号・7号のつくり方検討】

- ：主要区画道路7号の1軒について契約が完了した。地権者より、まちづくり協議会の場で報告する許可をいただいたため報告する。解体工事は平成29年の夏頃までに行う見通しとなっている。
- ：主要区画道路の整備は買収が全て完了してから実施するのか。
- ：暫定的に道路用地の仮舗装は行うが、正式には用地買収の完了後に、協議会で作成した「主要区画道路6号・7号のつくりかた意見集」を参考に整備することとなる。また、前回の協議会でも話題となった事業周知のための看板だが、主要区画道路6号の用地買収が完了した箇所に設置を行った。
- ：舗装をしていない箇所があるように見える。
- ：残地については道路用地ではないため仮舗装をしていない。以前の協議会で、道路用地が空き地のようにになっているため、イベント等で使用したいという話があったが、今後、イベント等で道路用地を暫定利用したいという方がいれば、市に申し出て頂きたい。
- ：「主要区画道路6号・7号のつくりかた意見集」は協議会で検討した内容をよくまとめて頂いている。改めて考えてみると、道路上のゴミ置き場について検討をしていなかったのではないか。
- ：基本的に道路上に構造物を伴うゴミ置き場（ブロック塀の囲いやボックス等）の設置はできないため、民地にスペースをとってもらうこととなる。
- ：道路にゴミ置き場を置くためには、道路占用許可が必要となる。
- ：川越市で道路にゴミ置き場を設置しているのを見たことがあるので、設置可能なものと思っていた。どこに設置するのか居住者間で話合うのが最も良いが、なかなか難しいので、主要区画道路の整備に伴って、ゴミ置き場を設けることができれば良いと思った。
- ：主要区画道路7号沿道の芝神戸町会と芝中田町会の境にゴミ収集箇所があったが、家が建つと同時に、収集箇所が玄関前にあると目障りなので移動してほしいと話があった。そのため、これを芝さかえ通りに移動することとなった。ゴミの問題は難しい。
- ：行政としては、ゴミ置き場や収集箇所の配置を指図するわけにもいかないなので、当該地区で話し合いをしてもらいたい。
- ：U字溝は道路か。
- ：道路の一部である。
- ：ゴミ置き場を設けると、その分歩行スペースが狭くなる。
- ：町会でまとまって市の廃棄物対策課にゴミ収集の問題に対して苦情を申し立てると、町会で検討するようにと返事がくる。
- ：ゴミ収集の問題に対して、市から何かアクションがあれば、居住者間の話合いもまとまりやすくなると思う。

→：公園や公民館などの市の施設があれば、まとまる場合もあると思うが、基本的には地区の皆さままで検討してもらうことになる。

○：外国の方にもゴミ出しのルールを守ってもらえるように、市の廃棄物対策課からチラシを配布してもらっている。ゴミ収集車が入れる場所にゴミ置き場が設けられれば良いが、狭い場所だと収集車が入れないため、収集の際私道を通してゴミを取りに行くこととなるが、私道を通ることに対しての同意書が必要となる。町会で検討するにしても、限界があることもある。

○：住宅が建て込んでくるとゴミの問題は悪化する。

○：ゴミ出しのルールは何度も繰り返し注意していくことが必要である。

○：基本的には、ゴミ収集箇所を設ける際は道路上ではなく私有地に設けるが、できない場合は、収集にあたって一時的に道路上にゴミを置くことを黙認するという解釈である。

○：芝みゆき通りの北側の突き当りに広い更地があるが、今後はどうなるのか。

→：都市計画道路にかかる土地ではあるが、現在は木造等の2階建てまでなら建てることのできる敷地である。コンビニができるような話を聞いている。

### 3) 公園づくり検討会について

「事務局より公園づくり検討会の進め方などについて説明」

#### 【公園づくり検討会検討】

○：トイレは設けられないか。

→：トイレに関しては公園の維持管理をするうえで、まず浮浪者の問題がある。公園では、トイレを設ける際にバリアフリーに関する法律（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）によって、車椅子の方でも利用できる規模としなければならないが、浮浪者のたまり場となる恐れもある。そのため、大規模な公園であればトイレが設置されているが、小規模な公園では、管理上トイレを設ける事が難しくなる。

また、公園課によると、タクシーの運転手がお昼の休憩等に公園のトイレを利用するため、多くのタクシーが公園周辺に停車し、これが過去に問題になったことがあるとのこと。

○：ゴリラ公園はトイレがあるから、タクシーの運転手の休憩場所になっている。

○：街灯のLED化は特に問題はないのか。今は公園に水銀灯が必ずというくらい設けられているように見える。

→：現在は街灯もLEDに変えていっている。

○：公園づくりの申し合せに、「公園はイベントなど地域活動の拠点や、情報の発信拠点としましょう」とあるが、トイレがないとイベントの活動等が実施しづらくなるのではないか。

○：町会や芝児童センターのトイレを使うことになるのではないか。

→：隣接の集合住宅と公園の境界に行き来できるような扉を設置している。検討や交渉次第にはなるが、共同住宅のトイレを貸してもらうことも考えられるのではないか。

→：公園に隣接する方々でもあるため、公園づくりの検討メンバーに入っただき、イベントの際にトイレを貸してもらうこと等についても話ができれば良いと思う。

○：共同住宅でも昔はお餅つき等していたと思う。公園を利用して共同住宅の集まりでイベン

ト等をやるのであれば、トイレの使用と扉の行き来等について検討してもらふ余地はあるだろう。

→：共同住宅には約 200 人が住んでいるとのこと。敷地内にも遊び場があり、そこに住む子どものための屋外広場になっている。建物内には防災用の設備等もある。

新しい公園は、共同住宅の敷地内の遊び場とは別の使い方とし、一緒に交流出来るようになれば良いのではないか。

○：火器の使用は原則として禁止か。火器の使用をしても良いのならば、かまどを作る等も考えられる。

→：基本的に個人が火器の使用をすることは禁止だが、町会等が申請を出せば使用できる。

○：公園に手を洗う等のために水道は設けられるのか。

→：水道は設けることは可能である。

○：公園での水道設備は壊される懸念がある。

→：芝富士地区では、「芝富士町会公園ネットワーク」という会を立ち上げて、公園の見守りや維持管理活動を行うこととなった。公園を見守る体制づくりも一つの方法である。

○：まちのパトロールは父兄が実施しているにも関わらず、水道の設備が壊されることが最近頻繁に起きている。新たに公園が出来ることは良いが、様々な問題が出てくると思う。

→：そのような意見を今後の検討の中で言って頂きたい。

○：敷地の形状、配置をみると抜け道のような形になっているので、お散歩道のような公園が良いのではないか。

○：新しい公園の名前も決めなければいけないのではないか。「芝樋ノ爪第二公園」はどうか。

→：それらについても今後皆様で検討していただきたい。

→：平成 29 年 2 月末に共同住宅と周辺の住宅にお住まいの方に、公園づくりの検討への参加の声掛けを予定しており、人数については協議会のメンバーに加えて、共同住宅にお住まいの方から 3 名程度、公園に隣接してお住まいの方から若干名に検討に入っていただくことを考えている。

○：当該地に接する道路の対岸の建物の方達にも声掛けするのか。

→：4 から 5 件程度、声掛けを予定している。

○：公園を整備するための予算はどれくらいか。それについては決めなくて良いのか。

→：公園整備の予算について決めるために、平成 29 年の夏頃までには概ねの費用の目安をつけたと考えている。

○：平成 29 年 3 月に協議会ニュースで公園づくりのアイデアを募集するということだが、どういう形を考えているのか。アンケートのような形で自由に意見を出してもらうのか。

→：市が公園用地を取得したこと、協議会で公園づくりの検討を実施する予定を記載したうえで、新しい公園のつくり方のアイデアを F A X や郵送により募る内容としている。アイデアは自由に記載してもらう形式を考えている。集まった意見は公園づくりの検討の参考としたい。

○：最悪のケースも考えたほうが良い。例えば、公園づくりに反対の人が出てきたり、工期が伸びたりすることがあると思う。

→：現状では公園の整備完了までの最短のスケジュールを示しているが、そのようなケースが

あれば整備完了時期は伸びてしまう。

○：反対されて、公園の整備が中止になった例もあるのか。

→：公園の整備自体の中止事例は聞いていないが、トイレを設けないでほしいといった意見等はあったとのこと。

○：隣接者にとっては、公園は迷惑施設になり得ると思う。街灯が設けられれば、明るすぎる等、様々な問題が出てくると思う。

→：そのような点についてご理解頂けるように検討を重ねていきたい。

○：防災のための公園と言えば、割と皆の理解を得やすくなる。子どもにボール遊びをさせた  
い等、協議会でも話し合った際、子どもが思いきりボールで遊べる場所があっても良いとい  
う意見はあった。

→：公園課によると、川口市ではボール遊びは基本的に禁止しているとのこと。周辺の方から  
了承を得られれば許可することはできるが、反対意見がすぐに出ることが多いため、周囲全  
員から了承を得るのは難しいだろうとのこと。

また、国からの補助金は防災に寄与する公園づくりに対してのものであり、ボール遊びを目的とした柵等に多額の整備費用は出ない可能性が高い。

○：防災の機能とは何を想定すれば良いのか。

→：様々なことが考えられるが、例えば空地があれば火事の延焼を抑える効果があるので、何も設けないというのも、防災機能があると捉えることは可能である。

○：例えば、下水管のみの設置による災害用のマンホールトイレがあるが、防災機能と捉えて良いのか。

→：そう考えてよい。そういったものを設置するかどうかを検討していただくことになる。参考としてマンホールトイレは共同住宅の敷地内に3箇所設置している。

○：新しい公園は狭いため、マンホールトイレを設けられる数には限度がある。

→：原則として、災害時は芝樋ノ爪小学校が避難所になっており、そこで生活することとなっている。ただし、共同住宅側のご厚意で、有事の際にはマンホールトイレを近隣住民にも開放するという話を聞いている。

○：以前、足立区で見学会を行った時に、被災時にマンホールの上に箱状のスツールを置いて、それがトイレになるというスツールがあったが、そのようなものか。

→：そうである。

○：戸塚地区にもある。

○：芝新町町会では、防災訓練の際にマンホールトイレを市から借りてきて、マンホールの上で組み立てをする。

○：一つでもマンホールトイレを設けられるようにしてあれば防災訓練ができる。

○：次回から検討する公園は平成30年度に工事予定とのことだが、その次の公園の予定等は今のところないのか。

→：今のところ新たな公園用地はない。

○：継続的に公園用地を買うための予算は国から出ないのか。

→：国の補助金が出ないと公園用地は買えないが、公園用地となる敷地がないと補助金の申請は出来ない。つまり、ある程度話がまとまってから申請することとなっている。

○：堀代公園のような既存の公園を改修することは考えられないか。

- ：既存の公園の改修には補助金が使えない。公園の拡張なら補助金を使える可能性があるので、国と交渉となる。例えばの話だが、堀代公園は現在道路付けが悪いため、隣接した民地を公園用地として取得した場合は拡張工事として認められると思われる。
- ：芝5丁目の公園の周辺の地権者が土地を売る可能性がある。
- ：ぜひ情報を頂きたい。また、このような公園用地等の情報があった場合、市へ情報提供をして頂きつつ、所有者にも少し話をしておいて頂けると市としては動きやすい。
- ：なお国からの補助金は、年度あたりの上限があるため、公園の用地買収費がかかった場合、その分道路の用地買収できる件数が減ることとなる。

#### 4) その他

##### 「事務局より糸魚川市駅北大火視察について報告」

- ：当地区には防火水槽が少ないため、いざという時のために増やせないか。
- ：空地を設けて、消防等の入れる道路を整備しなければ、防火水槽を設置できない。主要区画道路の整備が進めば、防火水槽の設置についても検討したいと考えている。
- ：本日の糸魚川の資料は事務局として関わっている弊社（コンサルタント）の社員の視察によるものである。今後、国等による正式な調査報告があるだろう。当時は風が強く、南から北に向かって市街地に飛び火して火が燃え広がったとのことである。被災した地区は、防災上の位置づけが明確にされていなかったことも、想定外の大火を招いた遠因と思われる。
- ：平成29年度より、火事等の際に避難できるような通路を確保していくための補助制度を始める予定である。
- ：当地区は建て込んだまちであり、隣棟間隔が40cmしかないところも見られるくらい密集しているため、火災の際に心配である。川口市内では20坪程度の狭い敷地に3階建ての戸建て等が建っている状況である。
- ：当地区は平成27年に準防火地域に指定され、建物の延床面積や階数によっては木造の建物が建つこともあるが、より燃えにくい仕様とすることにはなっている。

##### 「事務局より平成29年度から加わる新規会員について説明」

- ：本日をもって平成28年度の協議会は最後となる。平成29年度の協議会の人選について、各町会で話し合ってもらおうようお願いいたします。決まり次第、事務局まで連絡をして頂きたい。

##### 「協議会より有志による勉強会について報告」

- ：本日、午後1時より1時間程度、まちづくり全般について自主的な勉強会を開催した。糸魚川市駅北大火の報告にもあったように、日頃からできることに取り組んでいくことが大切である。協議会会員以外の住民にも積極的に声掛けしてまちづくりを進めていくべきである。近いうちに、勉強会あるいは分科会という形で、再度開催できればと考えている。
- ：時間が短く意見交換まではできなかったが、有意義な時間であった。

次回の協議会

5月26日（金）14:00～ 場所は未定であるため、後日連絡、調整を行う。

5) 閉会